平成14年(行ケ)第585号 審決取消請求事件(平成16年2月23日口頭弁 論終結)

> 判 決 訴訟代理人弁護士 藤 弘 Ш 本 卓 也 同 雄 木 同 鈴 將 貴 口 大河内 弘 同 大 弁理士 橋 特許庁長官 被 今井康夫 指定代理人 久橋粟大宮 克 彦 保 康 重 本 同 津 憲克 同 野 人 同 久三 成 Ш 同 伊 男 同 藤

主 文 原告の請求を棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。 事実及び理由

第1 請求

特許庁が不服2000-7602号事件について平成14年10月11日に した審決を取り消す。

- 第2 当事者間に争いのない事実
 - 1 特許庁における手続の経緯

原告は、平成9年12月5日、発明の名称を「ゴミ発電方法」とする特許出願(特願平9-335782号、以下「本件特許出願」という。)をしたが、平成12年4月12日に拒絶の査定を受けたので、これに対する不服の審判の請求をした。

特許庁は、同請求を不服2000-7602号事件として審理した上、平成 14年10月11日に「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、その 謄本は、同月24日、原告に送達された。

2 本件特許出願の願書に添付した明細書(平成12年3月24日付け手続補正書による補正後のもの)の特許請求の範囲の【請求項1】記載の発明(以下「本願発明」という。)の要旨

他の焼却設備で発生したダイオキシンを含む焼却灰を有料で受け入れ,これを可燃ゴミ中に混入して前記焼却灰が溶融する1300℃以上の温度に維持された焼却炉に投入することにより,前記焼却灰を溶融し,併せて焼却炉で焼却されるボリューム当りのゴミカロリーを調整し,このゴミカロリーの調整により発電出力を調整して売電を効率的に行うゴミ発電方法。

3 審決の理由

審決は、別添審決謄本写し記載のとおり、本願発明は、特開平9-60829号公報(審判刊行物1・本訴甲1、以下「刊行物1」という。)及び特開平8-19371号公報(審判刊行物2・本訴甲2、以下「刊行物2」という。)記載の発明(以下、それぞれ「刊行物1発明」、「刊行物2発明」という。)並びに周知の事実に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法29条2項の規定により特許を受けることができないとした。第3 原告主張の審決取消事由

審決は、本願発明と刊行物 1 発明との一致点の認定を誤り(取消事由 1)、本願発明と刊行物 1 発明との相違点 1、2 についての判断を誤り(取消事由 2、3)、本願発明の顕著な作用効果を看過した(取消事由 4)ものであるから、違法として取り消されるべきである。

- 1 取消事由 1 (本願発明と刊行物 1 発明との一致点の認定の誤り)
- (1) 審決は、刊行物1発明を、「通常のゴミ焼却炉にて一旦焼却されたゴミの焼却灰を受け入れ、これを可燃性のゴミ中に混入して前記焼却灰が溶融する約1400℃の温度に維持されたゴミ焼却灰溶融炉に投入することにより、前記焼却灰を溶融し、併せてゴミ焼却灰溶融炉から発生する排ガスにより発電を行う方法」(審決謄本3頁第2段落)と認定し、刊行物1発明の「通常のゴミ焼却炉にて一旦焼却

されたゴミの焼却灰」,「可燃性のゴミ」及び「ゴミ焼却灰溶融炉」は,それぞれ,本願発明の「他の焼却設備で発生した焼却灰」,「可燃ゴミ」及び「焼却炉」に相当する(同第3段落)とした上,本願発明と刊行物1発明の一致点として,「他の焼却設備で発生した焼却灰を,これを可燃ゴミ中に混入して前記焼却灰が溶融する1300℃以上の温度に維持された焼却炉に投入することにより,前記焼却灰を溶融し,併せて発電する方法」(同)を認定したが,誤りである。

(2) 刊行物 1 (甲 1) には、「焼却灰を受け入れる」こと及び「他の焼却設備で発生した焼却灰」についての開示はなく、本願発明の「他の焼却設備で発生した

焼却灰」に相当する構成はない。

- 2 取消事由2 (本願発明と刊行物1発明との相違点1についての判断の誤り) (1) 審決は、本願発明と刊行物1発明との相違点1として認定した、「本願発明は、焼却灰にダイオキシンを含むものであるが、刊行物1に記載された発明(注、刊行物1発明)は、焼却灰にダイオキシンを含むものであるかどうか、刊行物1に明確に記載されていない点」(審決謄本3頁第4段落「相違点1」の項)について、「焼却炉で焼却された焼却灰に有害物質であるダイオキシンが含まれることは周知の事項であり(例えば、特開平8-61634号公報〔注、甲3。以下「甲3公報」という。〕参照。)、刊行物1の溶融処理する焼却灰にも、焼却条件に応じて有害物質であるダイオキシンが含まれることは、当業者には自明の技術的事項にすぎない」(同4頁第2段落「相違点1について」の項)と判断したが、誤りである。
- (2) 本件特許出願当時には、焼却灰にダイオキシンが含まれているのではないかとの推測はされていたが、この焼却灰中のダイオキシンを測定する技術は確立していなかったから、これを「周知の事項」ないし「自明の技術的事項」ということはできない。

周知の事実に基づいて、当業者が容易に想到し得た」(同4頁「相違点2について」の項)と判断したが、誤りである。

- (2) 刊行物2(甲2)では、昼間と夜間で発熱量が少ないゴミと可燃性のゴミの混合割合を調整することにより、処理するゴミの量を変化させずに、売電による 収入を増加させるとしているが、ゴミ発電の場合、その出力は、通常マキシマムで 運転することが前提となっていて、これを大幅に下回る出力で運転することは技術的に不可能である。したがって、例えば、昼間は可燃ゴミ(カロリー大のゴミ)の量の比率を最大にして運転し、夜間は発熱量の少ないゴミの量の比率を増やして、 上記ゴミ発電の運転条件の範囲で出力を低下させて運転した場合、夜間は売電量及び単価ともに低下するから、売電による収入を増加させることはできない。
- また、本件特許出願当時、廃棄物を有料で受け入れ、これを焼却したり、 薬品分解したりする産業廃棄物請負業が存在していた例はあるが、焼却灰について は、処分場にそのまま投棄(処分)するだけで、「処理」すなわちダイオキシン等 の有害物を処理して無害化してから投棄する産業廃棄物請負業の存在は皆無であった。したがって、「事業所等から出る廃棄物や焼却灰等を、有料で受け入れ処理す る産業廃棄物請負業が存在することも知られている」ということはできない。 4 取消事由4 (本願発明の顕著な作用効果の看過)
- (1) 審決は, 「本願発明が奏する作用、効果は、刊行物1及び2の記載並びに 周知の事実から容易に予測できた」(審決謄本4頁第5段落)と判断したが、誤り
- (2) ゴミの焼却溶融炉がすべてのゴミ焼却施設にあり、焼却灰を溶融し グ化することができるのであればともかく、ゴミ焼却溶融炉の建設には数百億円の 設備投資が必要であり、また、ゴミ焼却溶融炉は、焼却するゴミの量は一定量以上 を確保しなければならないという運転上の問題があり、さらに、ゴミ焼却溶融炉は付帯設備を含めると膨大な敷地が必要となるから、どこにでも建設できるわけではない。環境問題、住民の反対等の問題もあり、これらの諸問題をすべて解消できる 例は少なく、その結果として、ゴミ焼却溶融炉の建設は一部の大都市を除き進んでいない。本願発明は、このようなゴミ焼却溶融炉を持たない地方自治体の焼却炉で 発生したダイオキシンを含む焼却灰を受け入れて処理するものであり、社会問題となっている焼却灰対策の解決でもある。本願発明は、この受け入れる焼却灰の処理技術をゴミ発電と組み合わせ、売電による収入と、焼却灰を有料で受け入れることによる収入の多角化により、ゴミ焼却溶融施設の収入の安定化を図り、設備投資による収入の多角化により、ゴミ焼却溶融施設の収入の安定化を図り、設備投資に 対する償却の一助とするという、極めて有用なシステムを提供できる顕著な作用効 果を奏するものであるところ、審決はこれを看過したものである。 被告の反論
 - 審決の認定判断は正当であり,原告主張の取消事由はいずれも理由がない。
- 取消事由1 (本願発明と刊行物1発明との一致点の認定の誤り) について(1) 刊行物1発明は、「ゴミ焼却灰溶融炉」に係る発明であるところ、刊行物 1 (甲1)には、その構成として【図1】とともに、「前記ゴミ投入部1と並列に、焼却灰を投入する焼却灰投入部5が配置されており、この焼却灰投入部5に は、投入した焼却灰を徐々に移動させるスクリュウ部材6と、焼却灰投入部5の下部に配置されて焼却灰の排出量を調節するロータリバルブ7と、ロータリバルブ7 の下方に設けられた開口部8とを備えている。尚、この焼却灰とは、例えば通常の ゴミ焼却炉にて一旦焼却されたゴミの焼却灰である」(段落【OO32】)と記載されているところ、「焼却灰」を生成する焼却設備は記載されていないのであるから、他の「通常のゴミ焼却炉」等より「焼却灰」を輸送し、刊行物1の「ゴミ焼却 溶融炉」で受け入れて処理するものであることは、当業者にとって自明である。し たがって、審決が、刊行物1の「ゴミ焼却灰溶融炉」が「通常のゴミ焼却炉にて一 旦焼却されたゴミの焼却灰を受け入れ」るものであると認定した点に誤りはなく。 また、刊行物1の「焼却灰」を「他の焼却設備で発生した焼却灰」であると認定し た点にも誤りはない。
- (2) また、本願発明の「焼却灰」が未燃物が残存しないカロリー零のものであ ることは、本願発明の特許請求の範囲には記載されていないので、この点に係る原 告の主張は、本願発明の要旨に基づかない主張であり、失当である。本件明細書 (甲5添付)の【表2】には、「*1 この表は例として以下のデータを使用して いる」と記載され、原告が引用する「焼却灰カロリー OKCal/kg」との記載は、例示にすぎないのであって、この例示を参酌して、本願発明の要旨を認定し なければならない特段の事情が存在するものとは認められない。

2 取消事由2 (本願発明と刊行物1発明との相違点1についての判断の誤り) について

甲3公報には、「【従来の技術】・・・都市ゴミ等の焼却処理に際して ・・・ダイオキシン等が発生する。・・・一般に、都市ゴミ等を焼却した残存 焼却灰(バグフィルター等で収集されたものも含む)は、これを埋め立て地に埋設 したり、その他に土木基礎工事においてコンクリート打設に際して地中に埋設した したり、ての他にエイ奉碇工事においてコングリート打設に際して地中に埋設したりして爾後処理されていた。しかし、焼却灰は、ダイオキシンを吸着した微粉であり、また、燃えない重金属を含んでいて、その取り扱い運搬に際して飛散する恐れが高く、その運搬処理に手間のかかる問題がある」(段落【0002】~【0003】)と記載され、特開平7-155731号公報(乙1)には、集じん灰の加熱脱塩素化処理方法について、「【従来の技術】人体および環境にとって有害なダイルを表して、 オキシン類・・・は、都市ごみ焼却処理施設から排出される排ガスおよび集じん灰 に含有され、環境を汚染することが知られている。国は、その対策として平成2年 12月26日付厚生省生活衛生局水道環境部長通知衛生環第260号別添の『ダイ イギシン類発生防止等ガイドライン』で総括的な対策を取りまとめている。このガイドラインによれば、集じん灰中のダイオキシン類の処理に関して『最終処分される焼却灰等のダイオキシン類の灰処理技術としては(1)加熱脱塩素化処理、 (2)溶融固化処理のようなものがあり、今後重金属類の挙動を含めた技術開発や 研究を推進し、実用化をめざすことが望ましい。』と記載されている。このような 集じん灰中のダイオキシン類を低減する技術としては、例えば本発明者らの提案に よる特開平2-78479号公報(ごみ焼却炉の焼却灰処理方法および処理装置) があげられる。この処理方法および処理装置によれば、ごみ焼却処理施設から回収される焼却灰を300°C以上に加熱することにより、灰中のダイオキシンをはじめとする有機塩素化合物を効果的に分解できるとともに、排ガス集じん装置における 灰の滞留部に加熱手段を設けて前記充満した焼却灰を加熱処理することにより、焼 却灰中の有機塩素化合物をほぼ完全に無害化処理することができる」(段落【〇〇 02】~【0004】)と記載されている。これらの記載によれば、審決が「焼却 炉で焼却された焼却灰に有害物質であるダイオキシンが含まれていることは周知の 事項であり」と認定したことは、本願発明の出願日前の技術水準に照らしても、誤りではない。また、ダイオキシンを含む焼却灰が本件特許出願前に知られている以 上、焼却灰がダイオキシンを含むものであるか否かをどのように測定して特定する かは、本願発明に関連する技術とはいえ、本願発明の技術的範囲には直接の関係が ないものである。そして、本件特許出願前に、焼却灰中のダイオキシンを測定する 技術が確立していたかどうかはともかく、焼却灰中にダイオキシンが存在している かどうかを測定する技術は、公知の技術であったと認められる。

3 取消事由3 (本願発明と刊行物1発明との相違点2についての判断の誤り) について

刊行物2(甲2)には、「昼夜での運転出力の切り替えを必要とするごみ処理施設の場合、従来は焼却炉へ供給するごみの量を変化させているが、本発明(注注、刊行物2発明)によれば、供給量は変えみの量に合わせた焼却炉のと記様のできるという効果がある」(段落【0038】)と記がある」(段落【0038】)と記がある」(段落【0038】)と記がある。したが低減できるという効果がある」(と記が出れば、焼却炉へ供給するごみの量を変化させていたもの記がれた。したがって、焼却炉へ供給では、ではより大幅によりには、通常であり、これを大幅に下回る出たが正常によるであるとしても、ではは、たますることが前提であり、これを連転することを妨げるものでは、焼却がいたの範にとれが事実としても、では、たまずでは、たまずであることがであることででは、たまずでは、たまずで、では、たまででは、たまでで、では、たまででは、たまでで、でできずでは、たまででは、たまででは、できずできない。

本件特許出願当時、廃棄物を有料で受け入れ、これを焼却したり、薬品分解したりする産業廃棄物請負業が存在していた例があることは、原告の自認するところであるが、この産業廃棄物請負業が受け入れる廃棄物の出所には、特段の事情がない限り、事業所等が含まれるとみるのが妥当である。また、本件特許出願時に、都市ゴミ等の廃棄物を焼却した焼却灰の処理方法としては、埋立地に埋め立てるの

が一般的であったし、一部の焼却灰は加熱溶融して建材等に利用されていたのである(特開平9-4828号公報〔乙2〕及び特開平7-31953号公報〔乙3〕)。そして、焼却灰を処理する施設は、市町村が所有するものであっても、多くは業者に委託して運営されていること、また、焼却灰を処理するためには、焼却灰の搬送から、処理施設における処理、その後の最終処分地まで種々のコストが必要であることからみても、焼却灰を取り扱う業者が存在し、事業所等から出る焼却灰を処理するには、通常有料であったと認められるのである。そうすると、審決が「事業所等から出る廃棄物や焼却灰等を、有料で受け入れ処理する産業廃棄物請負業が存取消費を出る。

4 取消事由 4 (本願発明の顕著な作用効果の看過) について

1 取消事由1 (本願発明と刊行物1発明との一致点の認定の誤り) について (1) 原告は、刊行物1 (甲1) には、「焼却灰を受け入れる」こと及び「他の 焼却設備で発生した焼却灰」についての開示はなく、本願発明の「他の焼却設備で 発生した焼却灰」に相当する構成はないと主張する。

刊行物1には、以下の記載がある。

ア「【請求項1】可燃性の廃棄物から形成した微細な固体燃料又は液体燃料を、炉内にて高温にて燃焼させて溶融スラグとするとともに、該溶融スラグを原に加熱して、該溶融スラグと溶融メタルとを分離することを特徴とするゴミ焼却灰溶融炉。・・・【請求項4】前記微粒化固体燃料にゴミ焼却灰を加えて燃焼さる。とを特徴とする前記請求項3記載のゴミ焼却灰溶融炉。・・・【請求項13】前記ゴミ焼却灰溶融炉に、その燃料として、可燃性の廃棄物を微細に破砕した微粒化固体燃料と同様に微粒化したゴミ焼却灰とを混合して供給する燃料供給装置を備えたことを特徴とする前記請求項12記載のゴミ焼却灰溶融炉システム。【請求項14】前記ゴミ焼却灰溶融炉の高温の燃焼排ガスを用いてスターリングエンジンを駆動し発電するシステムを有することを特徴とする前記請求項12又は13記載のゴミ焼却灰溶融炉。」(【特許請求の範囲】)

イ 「【発明の属する技術分野】本発明は、都市ゴミ等のゴミを焼却して溶 融処理するゴミ焼却灰溶融炉に関するものである。」(段落【0001】)

ウ 「【従来の技術】現在、一般廃棄物の年間総排出量は5000万tを越え、その増加傾向は鈍化しているものの、非常に高水準である。一般廃棄物の処理方法としては、ゴミをバーナ等を用いて燃焼させる焼却処理が主流である。ところが、この焼却処理によって発生する焼却灰は、ゴミ発生量の12%に相当し非常に多量である。また、これまでは、ゴミは灰で終わると考えられ、ゴミを焼却して灰にし、この焼却灰を埋立地に投棄して処理する方法が採用されていたが、この方法では、埋立地の入手困難を始め、重金属の溶出、埋立地の汚濁などの問題がある。そのため、最終処分されて埋め立てされる物質の減容化や汚染物質の対策が検討されている。」(段落【0002】~【0003】)

エー「【発明が解決しようとする課題】この対策として、焼却灰の溶融処理 を行なう技術が考えられる。これは、例えばコークスを用いて焼却する高炉式溶融 炉や、電気を用いた電気アーク式溶融炉や、オイルバーナを用いた回転式表面溶融 炉等の様に、焼却灰を高温で溶融させて処理する方法であり、減容化等には有効であるが、通常は、特定の対象の物質を焼却する特有の構造をした専焼炉的なものであり、また、非常に多くのエネルギーを必要とし、製造及び運転コストが高いという問題がある。本発明は、前記課題を解決するためになされたものであり、ゴミ処理に関して、安全無害化、減容化、資源の有効利用を図ることができ、しかも低コストのゴミ焼却灰溶融炉及びゴミ焼却灰溶融炉システムを提供することを目的とする。」(段落【〇〇〇4】~【〇〇〇5】)

オー「【課題を解決するための手段】前記課題を解決するために、・・・請求項3の発明は、前記固体燃料が、可燃性の廃棄物を粉砕した微粒化固体燃料であることを特徴とする前記請求項1又は2記載のゴミ焼却灰溶融炉を要旨とする。請求項4の発明は、前記微粒化固体燃料にゴミ焼却灰を加えて燃焼させることを特徴とする前記請求項3記載のゴミ焼却灰溶融炉を要旨とする。」(段落【0006】

~ [0008])

カ 「【発明の実施の形態】請求項4の発明では、微粒化固体燃料にゴミ焼却灰を加えて燃焼させる。この場合、ゴミ焼却灰も固体燃料と同程度に微粒化され、それらが混合されていると燃焼性が良いので好適である。尚、このゴミ焼却灰としては、通常の焼却炉等で焼却され、まだ減容化が十分でないものを用いると、減容化が促進されるので好適である。」(段落【0021】)

「通常のゴミ焼却炉にて一旦焼却されたゴミの焼却灰を受け入れ」るものであると認定した点に誤りはなく、また、刊行物1の「焼却灰」を「他の焼却設備で発生した焼却灰」であると認定した点にも誤りはない。
(2) また、原告は、刊行物1発明の「焼却灰」は、未燃物、すなわちカロリーが残っている状態のものであることは、刊行物1の「この場合、ゴミ焼却灰も固体料と同程度に微粒化され、それらが混合されていると燃焼性が良いので好適である」(段落【〇〇21】)との記載から明らかであるが、これに対し、本願発明の「焼却灰」は、本件明細書(甲5添付)【表2】の「焼却灰カロリー 〇KCal/kg」(段落【〇〇19】*1)から明らかなように、発熱量を持たないカロリー零の焼却灰であるから、両者は異なると主張する。

しかしながら、本願発明の「焼却灰」が未燃物が残存しないカロリー零の

ものであることは、本願発明の特許請求の範囲には記載されていないから、この点に係る原告の主張は、本願発明の要旨に基づかない主張であり、失当である。原告に係る原告の主張は、本願発明の要旨に基づかない主張であり、失当である。原告 が引用する本件明細書の上記記載は、【表2】の注の「*1 この表は例として以 下のデータを使用している」との記載から,焼却灰が零カロリーのものであること を例示しているにすぎないと認められ、同記載を参酌して、本願発明の「焼却灰」 がカロリー零のものに限定しなければならない特段の事情が存在するものとは認め られない。原告は、「焼却灰」関連の発明に関する公開特許公報(甲16-1~ 6) によれば、「焼却灰」は、一般的な技術常識としてカロリー零のものを意味す るから、本願発明の「焼却灰」は一般的な「カロリー雰」の「焼却灰」を対象としていると解釈すべきであるとも主張するが、特開平11-114535号公報(甲16-2)の「デスクはおにしませて、「大型のイントー114535号公報(甲 16-3)の「ゴミの焼却により減容化(初期の1/10)はできるものの焼却灰 が発生し、灰の埋立地処分用地の確保すら逼迫した状況となっている。しかも、灰 の埋立処分において灰の飛散,含有量金属類の溶出による環境汚染,未燃焼物によ る悪臭等環境に及ぼす悪影響が重要な課題となっている」(段落【0003】)と の記載及び特開昭51-59770号公報(乙4)の「焼却灰は未燃分とくに紙、 プラスチックス、皮革、繊維、鉄屑、非鉄金属、土砂、陶磁器、ガラス屑、ダスト などの多種多様なものを含んでおり、何等の手段を加えることなく、これらの処理 をすることは困難であった」(1頁右下欄下から第2段落)との記載によれば、本 件特許出願前に、ゴミ焼却場から出る「焼却灰」は、完全燃焼できなかった未燃物 を含むものであると当業者に認識されていたことが認められるのであって、原告の上記主張も採用することができない。

- (3) 以上によれば、本願発明と刊行物1発明との一致点についての審決の認定に、原告主張の誤りはなく、原告の取消事由1の主張は、理由がない。
- 2 取消事由2 (本願発明と刊行物1発明との相違点1についての判断の誤り) について
- (1) 原告は、本件特許出願当時には、焼却灰にダイオキシンが含まれているのではないかとの推測はされていたが、この焼却灰中のダイオキシンを測定する技術は確立していなかったから、これを「周知の事項」ないし「自明の技術的事項」ということはできず、本願発明と刊行物1発明との相違点1について、「焼却炉で焼却された焼却灰に有害物質であるダイオキシンが含まれることは周知の事項であり(例えば、特開平8-61634号公報〔注、甲3公報〕参照。)、刊行物1の溶融処理する焼却灰にも、焼却条件に応じて有害物質であるダイオキシンが含まれることは、当業者には自明の技術的事項にすぎない」(審決謄本4頁第2段落「相違点1について」の項)とした審決の判断を誤りであると主張する。
- (2) 甲3公報は、本件特許出願前である平成8年3月8日出願公開に係る公開 特許公報であるところ、そこには、「【従来の技術】都市ゴミ、その焼却灰、シュレッダダスト(自動車の裁断処理)、下水汚泥、海底及び河川底へドロには、有害物質が含まれている。それらのうち、都市ゴミ等の焼却処理に際しては、SOx、 NOx, 或いはダイオキシン等が発生する。・・・一般に、都市ゴミ等を焼却した 残存焼却灰(バグフィルター等で収集されたものも含む)は、これを埋め立て地に 埋設したり、その他に土木基礎工事においてコンクリート打設に際して地中に埋設 したりして爾後処理されていた。しかし、焼却灰は、ダイオキシンを吸着した微粉 であり、また、燃えない重金属を含んでいて、その取り扱い運搬に際して飛散する 恐れが高く、その運搬処理に手間のかかる問題がある。また、この焼却灰を単に土 中に埋設すると雨、地下水によって流出することで公害問題を引き起こすことがあり、その廃棄処理は慎重に行われなければならない。・・・こうした現状に鑑み、近く、この焼却灰の二次溶解処理が義務付けられることが決定している。その為 に、最近に至ってゴミ焼却灰を高温で溶解し、ダイオキシンを分解(通常600° Cで分解されると言われている)させようとする方法が提案されている。・・・本 こうした現状に鑑み、産業廃棄物の焼却、溶解処理に於いて、焼却、溶解 による処理物の減容化と、高温によるダイオキシンの分解と、溶解処理物のリサイクルとを低燃費で成し得るところの産業廃棄物の焼却、溶解処理方法を提供するこ とを目的とする」(段落【〇〇〇2】~【〇〇1〇】)との記載がある。上記記載 によれば,本件特許出願前に,ゴミの焼却に際して発生する焼却灰にはダイオキシ ンが含まれていること、焼却灰を再度高温で溶解することによってダイオキシンを 分解させる二次溶解方式が有効であることが、当業者に周知であったことが認めら れる。

また、平成9年6月13日日本環境化学会発行「環境化学」第7巻第2号

- (乙5)の「廃棄物処理におけるダイオキシン類標準測定分析マニュアル(平成9年2月)厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課・・・本マニュアルは『ダイオキシン類発生防止等ガイドライン』(平成2年12月)に示された『廃棄物処理におけるダイオキシン類測定標準法』を基礎として、『ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン(平成9年1月)』など、その後のダイオキシン類削定標準法』を基礎として、『ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン(平成9年1月)』など、その後のダイオキシン類削減対策のための様々なニーズや分析技術レベルの向上、分析機器の高度化・本法に類内容をさらに適切な正確さの高い分析方法に見直したものである・・・含まれるが表した。廃棄物処理における排ガス、灰、排水及びその他の関連試料中に含まれるダイカキシン類の定量分析を行うことができる」(3333年)、その施設・イの採取方法、灰試料の採取に当たっては焼却灰は5mmのふるいで試料に当たっては焼却灰は5mmのふるいで試料を行る」であるい分けされたもの)、「分析方法・・・試料からの抽出・・・(2)灰試料焼却、乳ので均一にすりつぶして混合し」(344頁~348頁)との記載によれば、焼却中で均一にすりつぶして混合し」(344頁~348頁)との記載によれば、焼却に対け、平成2年ころには、既に当時の厚生省がガイドラインを示す程度に確立して、とが認められる。
- (3) したがって、原告の上記主張は理由がなく、本願発明と刊行物 1 発明との相違点 1 についての審決の判断に誤りはなく、原告の取消事由 2 の主張は、理由がない。
- 3 取消事由3 (本願発明と刊行物1発明との相違点2についての判断の誤り) について
- 「本発明(注,刊行物2発明)の第二の作用は、 (2) 刊行物2(甲2)には, ごみを焼却処理する際にごみ焼却熱の制御が容易になることである。ごみを高い発 熱量を有するごみと低い発熱量を有するごみとに分離することにより おけるごみ焼却熱の発生状態にあわせて焼却炉に供給するごみの発熱量を個別に制 御することが可能となり、ごみの供給量によりごみ焼却熱の制御が容易に行えるよ うになる。すなわち、蒸気タービンの容量に見合った蒸気を発生するに必要なだけ のごみ焼却熱となるように溶融ごみと溶融しないごみの焼却炉への供給量を制御す ることにより、余剰蒸気が生じず、従って、ごみ燃焼熱の有効利用率が向上出来 る。さらに、焼却炉におけるごみの燃焼状態に合わせて供給するごみの供給量を質 別に制御できるため、ごみの完全燃焼が行えるようになる」(段落【OO1 4】),「運用法について示す。一般にごみ焼却炉では、単位時間あたりに供給で 、みの量が決まっている(図2-(a))。従って、従来のごみ発電プラント の発生蒸気量は、都市ごみの発熱量のばらつきのために変動するが、1~2時間程度の平均発生蒸気量は、都市ごみの平均的な発熱量に相当する蒸気量となる(図2 - (b))。しかし本実施例によれば、単位時間あたりのごみ供給量が同じであっ ても,分離後の発熱量の高いごみと低いごみを焼却炉へ供給する際に,その比率を 変えることにより発生蒸気量を変化させることができる。従って、例えば図3-(a) に示すように、昼間には発熱量の高い溶融ごみの供給量を多くし、夜間には 少なくすることで、図3-(b)のような発生蒸気量を得ることができる。売電価 格は昼間が高く夜間が低いため、ごみ発電プラントをこのように運用をすること

- (4) 以上によれば、原告の上記主張は理由がなく、本願発明と刊行物 1 発明との相違点 2 についての審決の判断に誤りはなく、原告の取消事由 3 の主張は、理由がない。
 - 4 取消事由 4 (本願発明の顕著な作用効果の看過)について

原告は、本願発明は、ゴミ焼却溶融炉を持たない地方自治体の焼却炉で発生 したダイオキシンを含む焼却灰を受け入れて処理するものであり、社会問題となっ ている焼却灰対策の解決であり、かつ、この受け入れる焼却灰の処理技術をゴミ発電と組み合わせ、売電による収入と、焼却灰を有料で受け入れることによる収入の 多角化により、ゴミ焼却溶融施設の収入の安定化を図り、設備投資に対する償却の 一助とするという、極めて有用なシステムを提供できる顕著な作用効果を奏するものであると主張する。しかしながら、本願発明はゴミ焼却溶融炉を持たない地方自 治体の焼却炉で発生したダイオキシンを含む焼却灰を受け入れて処理することによ って、多額の設備投資が必要で広大な用地が必要なゴミ焼却溶融炉をすべての地方 自治体が有しなくても、ダイオキシンを含む焼却灰対策を行うことができるとの点 は、ゴミ焼却溶融炉を持たない地方自治体の焼却炉で発生した焼却灰を受け入れて 処理するという、本願発明の要旨外の事項を前提としての主張であるから、本願発明の効果ということはできない。また、この焼却灰の処理技術をゴミ発電と組み合 わせることにより、売電収入に加えて、焼却灰を有料にて受け入れることによる収入の多角化により、施設の収入の安定化を図り、設備投資に対する償却の一助とすることができるとの点は、刊行物1(甲1)に、焼却灰の処理技術をゴミ発電と組 み合わせたシステムが記載され、このシステムにおいて、「焼却灰を有料で受け入 れ、これを可燃ゴミ中に混入して焼却灰を溶融し、併せて焼却炉で焼却されるボリ ューム当たりのゴミカロリーを調整し、このゴミカロリーの調整により発電出力を 調整して売電を効率的に行うことは、刊行物2記載の技術及び周知の事実に基づい て、当業者が容易に想到し得たものである」(審決謄本4頁「相違点2について」

の項第2段落)以上、刊行物1発明、刊行物2発明及び周知の事実に基づいて、当業者が容易に予測できた効果というべきである。したがって、原告の取消事由4の主張も理由がない。

5 以上のとおり、原告主張の取消事由はいずれも理由がなく、他に審決を取り消すべき瑕疵は見当たらない。

よって, 原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし, 主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第13民事部

裁判長裁判	官	篠	原	勝	美
裁判	官	岡	本		岳
裁判	官	早	田	尚	貴